

神奈川県、神奈川県教育委員会及び日本アイ・ビー・エム株式会社との連携と協力に関する協定

本協定締結の証として、各1通をそれぞれが保有する。

令和2年12月24日

神奈川県（以下「甲」という。）、神奈川県教育委員会（以下「乙」という。）及び日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「丙」という。）は、IT人材育成に資する教育モデル「かながわIT人材教育モデルP-TECH」（以下「かながわP-TECH」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** 本協定は、甲、乙及び丙の連携と協力により、「かながわP-TECH」を円滑に推進し、産業界が必要とするIT人材を育成することを目的とする。

（連携協力事項）

**第2条** 甲、乙及び丙は第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- 1 甲及び乙が定める「かながわIT人材教育モデルP-TECH実施基準」に基づき、教育内容等を実践すること。
- 2 国内外におけるIT人材の育成に関する教育実践の調査及び研究を通じ、事業の拡大及び充実に関する検討に資すること。また、これらの実現のために丙が保有するIT人材育成に関する取組事例等を活用すること。
- 3 その他、甲、乙及び丙の協議により連携事業を実施すること。

（連携協力体制）

**第3条** 本協定における事業実施校は、「かながわIT人材教育モデルP-TECH実施基準」に記載のとおりとする。

- 2 前条の連携協力事項を円滑に推進するため、「かながわP-TECH連携推進会議」（以下「連携推進会議」という。）を設置する。
- 3 連携推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

（期間等）

**第4条** 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、甲、乙及び丙のいずれからも書面による解除の申し入れがない場合、協定の期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。また、甲、乙及び丙のいずれかから協定の期間終了の3か月前までに書面による解除の申し入れがあった場合には、協議の上解除の方法等を決定する。

（その他）

**第5条** この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙の協議により決定する。

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事

黒島知事

乙 神奈川県横浜市中区日本大通33番地  
神奈川県教育委員会教育長

木下谷 次郎

丙 東京都中央区日本橋箱崎町19番21号  
日本アイ・ビー・エム株式会社  
代表取締役

山口明夫